

徳島県規則第六十四号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「条例，定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」

「8 添付書類

に次の「及び経歴」及び「収支予算書 又はNo.

事業計画書」

「8 添付書類

土地及び建物に係
市町村がその区域
しようとする区域の
国，都道府県及び
款その他の基本約款

様式第1号中「その他主な職員」及び「及び経歴」又は「

る権利関係を明らかにすることができる書類
外に施設を設置しようとする場合にあっては，その施設を設置
市町村の同意書
市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては，定
「8 添付書類
国，都道府県及
者の登記事項証明
書」

び市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては，届出
書類

「2 施設の地理的状况

様式第1号中

又は「2 建物の規模及び構

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

造並びに設備の概要」に「4」及び「3」に「5 入所定員」及び「4 入所定員」に
「9 添付
士当
しよ

「6 職員」及び「5 職員」に「7」及び「6」に「8」及び「7」に次の

書類

地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては，その施設を設置
うとする区域の市町村の同意書

「2 施設の地理的状况

様式第1号中

又は「2 建物の規模及

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「6 構造並びに設備の概要」 ① 「4」 ② 「3」 ③ 「5 入所者」 ④ 「4 入所者」 ⑤ 「6 職員」 ⑥ 「5 職員」 ⑦ 「7」 ⑧ 「6」 ⑨ 「8」 ⑩ 「7」 ⑪ 「9 事業開始の年月日」 ⑫ 「8 事業開始の予定年月日」 ⑬ ⑭ 添付書類

土地及び建物に係る権利関係
当該市町村の区域外に施設
しようとする区域の市町村の

係を明らかにすることができる書類
を設置しようとする場合には、その施設を設置
同意書 ⑮

「2 施設の地理的状况」

署名捺印 ⑯ 「印」 ⑰ 「 ⑱ ⑲

⑳

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「2 建物の規模及び構造並びに設備の概要」 ① 「4 施設」 ② 「3 施設」 ③ 「5 入所定員」 ④ 「4 入所定員」 ⑤ 「6 職員」 ⑥ 「5 職員」 ⑦ 「7」 ⑧ 「6」 ⑨ 「9 資産の状況」

「8」 ⑩ 「7」 ⑪

10 添付書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる
定款その他の基本約款
施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

「8 添付書類 ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
書類 ⑯ 申請者の登記事項証明書」 ⑰ ⑱ ⑲

」

「2 施設の地理的状况」

署名捺印 ⑳ 「印」 ㉑ 「 ㉒ ㉓

㉔

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「2 建物の規模及び構造並びに設備の概要」 ① 「4 施設」 ② 「3 施設」 ③ 「5 入所者」 ④ 「4 入所者」 ⑤ 「6 職員」 ⑥ 「5 職員」 ⑦ 「7 協力病院」 ⑧ 「6 協力病院」 ⑨ 「8」 ⑩ 「7」 ⑪ 「9 事業開始の年月日」 ⑫ 「8 事業開始の予定年月日」 ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲

11 添付書類

定年月日」 ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
定款その他の基本約款
施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

を「9 養子縁組
母籍地の住民登録証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の老人福祉法施行細則の様式に相当する改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。